

分類	No.	委員のご意見及び追加意見(概要)
障害特性と配慮事項への理解等	1	障害の範囲をどの様に考え、個々の障害特性と個人特性をどの様に整理し、対策対応面で柔軟な対応が可能なのか専門家も含めた議論が必要ではないか。
障害特性と配慮事項への理解等	2	自治体や関係機関に対して相談する障害当事者にもわかるよう、建築設計標準の改正点を障害種別ごとにまとめた資料があると良い。
障害特性と配慮事項への理解等	3	ハード面に関わる基準や設計が全面にできるのは理解できる一方、目に見えない障害に対する配慮においても明記しておく必要がある。建築設計者等への障害特性の理解促進も必要。
管理運営上の配慮	4	建設設計基準を読み解く概念として落とし込めるように、心のバリアフリーの背景をコラム的なエピソードとしてストーリー的に示すべき。
管理運営上の配慮	5	施設管理者を含む従業員等の障害に対する理解・啓発はもとより、ソフト面の対応も重要でマニュアル対応＝一律対応にならない工夫が重要。感覚過敏がある発達障害の方々は、視覚(調光や空間)嗅覚(芳香剤等特有の匂い)聴覚(音量や周囲の環境音)触覚(不用意に身体に触られること等)特有の困り感を有している。
管理運営上の配慮	6	利用する側もされる側も安心できるよう、施設管理者と利用者の事前の情報共有についても検討すべき。ガイドヘルパー等、一定の知識と支援技術を有した職員を育成もしくは配置する等の基準があっても良い。
管理運営上の配慮	7	コンサート・遊園地のイベントで、車椅子使用者と介助者(妻)は車椅子使用者用客席に案内されたが、子供は予約した客席(離れた客席)で観覧するよう言われたことがある。何かクレームがありマニュアル化されていたのだと思うが、車椅子使用者用客席について、車椅子使用者と介助者という考えしかなく、家族で楽しい思い出を作りたいという気持ちに対する配慮が感じられない事象が多い。
ソフト面の工夫	8	福祉機器は常に進化しているので、これについての情報収集が重要。場合によっては、医療や福祉に関わる専門職の参画があっても良いのではないか。
ソフト面の工夫	9	IT・ICTの活用や福祉機器の活用などについて検討すべき。

分類	No.	委員のご意見及び追加意見(概要)
利用者特性とニーズの把握(当事者参加・意見聴取)	10	車椅子使用者のスポーツ利用も想定した施設のエレベーターが競技用車椅子の乗れない広さのものとして計画され、直してもらったことがある。バリアフリー整備内容は利用目的に沿ったものとするべき。
利用者特性とニーズの把握(当事者参加・意見聴取)	11	事業者・設計者等が、声掛けしやすい関係、参画頂けるような関係を普段から障害者団体などと築いておくことが重要。障害のある方と身近な関係をつくるのが重要で、それは設計者も行政も同じである。
利用者特性とニーズの把握(当事者参加・意見聴取)	12	自分が当事者になって初めて分かることもあるので、当事者理解のための仕組みづくりは市民にとっても必要。
利用者特性とニーズの把握(当事者参加・意見聴取)	13	当事者の参加は、その障害者の幅広い情報をもつ地域の当事者団体に依頼する等の工夫が必要であり、こうした工夫を取り組み事例のポイントとして記載すべき。
利用者特性とニーズの把握(当事者参加・意見聴取)	14	利用者の意見が反映される場が必ず担保されるべきである一方で、どのような当事者団体や個人に参画いただくか悩ましい現実もあり、先行事例を通し利用者の意見を取り入れ、次の計画にいかせるよう段階的に取り入れる仕組みがあると良い。また、障害種別の特性に配慮した利便性と機能性をどのように組み合わせしていくのか、人に優しい環境作りには多方面の専門家の意見集約が重要。
利用者特性とニーズの把握(当事者参加・意見聴取)	15	設計者で当事者参加のワークショップを経験した人は少ないと考えられるので、当事者との間に立つファシリテーターを登録しておき、紹介できるような仕組みがあるとよい。
利用者特性とニーズの把握(当事者参加・意見聴取)	16	当事者参加は基本計画から行うべき。設計者は方向性を捉えられれば、それにあった設計はできるので、基本計画(建築物のあり方を考える段階)から共感力を持って進めると効果は上がる。
利用者特性とニーズの把握(当事者参加・意見聴取)	17	意見を聞きたいタイミングは実施設計前であり、実施設計の段階で唐突に良い意見が出てくると、検討の手戻りとなる。手戻りのないよう、企画段階からきちんと要望を聞いておくことが重要。
利用者特性とニーズの把握(当事者参加・意見聴取)	18	当事者参加・意見聴取においては、建築の知識が少ない参加者に、模型(または3Dデータ)により、計画内容をどうやって伝えるかが課題。
利用者特性とニーズの把握(当事者参加・意見聴取)	19	設計・企画側が障害当事者参加の検討会等を開催するハードルを下げ、障害当事者側も安心して参加することができるよう、計画・設計段階での障害当事者の参画について、障害種別ごとに配慮すべき点をまとめた要点を掲載すべき。
利用者特性とニーズの把握(当事者参加・意見聴取)	20	当事者参加について、好事例収集のみにとどめるのか、例えば当事者参加によって合意が得られれば建築設計標準に示された寸法等によらないこともできる等のしくみづくりにつなげるのか。(具体的には車椅子使用者用便房の内法寸法について、当事者である電動車椅子使用者と議論して、規定寸法によらない整備を行う、等)

分類	No.	委員のご意見及び追加意見(概要)
災害時の避難、誘導	21	非常時のバリアフリー(火災時の避難、地震・台風等の避難所となる施設)
災害時の避難、誘導	22	災害を念頭に、非常時のバリアフリー対応を検討すべき。(火災時の車椅子対応、地震時の避難場所(防災拠点となる道の駅を含む)等。)
用途別の計画のポイント	23	当事者の利用が少なく、当事者団体からの意見が少ない用途の建築物(たとえば大学)が、建築設計標準の対象として抜け落ちていないか。
用途別の計画のポイント	24	どのようなところに気を付ければいいのか、若い設計者が設計前に、よくある問題や希望・要望の事例を用途別に確認できるとよい。
駐車施設	25	福祉車両(後部リフト付き)が車椅子利用者用駐車施設(幅350cm)に駐車し、車椅子使用者が運転する車を駐車することができないことがある。福祉車両(後部リフト付き)は、別の乗降スペースで乗降を行い、車椅子利用者用駐車施設以外の場所に駐車すべきではないか。
エレベーター	26	エレベーターの籠内には、できるだけモニターを設置すべき。
エレベーター	27	エレベーターの出入口の方向が階ごとに異なり、音声案内や昇降方向の表示があっても、車椅子利用者・視覚障害者・聴覚障害者は乗り降りの準備・心構えが必要な施設がある。新築の大規模施設ではこのようなことをなくすべき。
トイレ	28	便房には、必ず光警報装置を設置すべき。
トイレ	29	便房内の流水音装置の状態を視覚的に把握できる点滅表示など、聴覚障害者が利用する際のバリアフリーに関する内容を追加すべき。
トイレ	30	人感センサーを使った電灯の点灯時間が短いところが多いように感じるため、バリアフリートイレの電灯は自動でON-OFFにしない、もしくはもっと長い時間点灯する基準を設けるべき。
トイレ	31	バリアフリートイレの適正規模・適正配置、LGBT対応
トイレ	32	バリアフリートイレについて、例えば音声案内でどのように機能を紹介すべきか(「バリアフリートイレ」と音声案内しても機能がわからない。)、機能を示す点字表示が触知案内板に収まらないなど、実際の計画・設計では、まだ課題がある。
トイレ	33	機能分散の推進による、便所全体の適正規模(便所全体の床面積増)を考えていく必要がある。
トイレ	34	機能分散の実績を積むとともに、事例紹介においては、便房内のデザインだけでなく、建築物内の各機能の位置・数・位置づけなどを整理することが、便所全体の床面積の適正規模や数につながっていくと考える。
客席・観覧席	35	劇場について、文字表示・字幕等での情報提供をすべき。
授乳室	36	事例の更新が必要。「授乳室」という空間が「授乳ブース」なのか、「調乳等も含めた授乳スペース」や「ベビーケアルーム」なのか等の整理が必要(特に案内表示の「授乳室」「ベビーケアルーム」との対応)。
ATM	37	ATMが故障した場合の連絡手段など、聴覚障害者が利用する際のバリアフリーに関する内容を追加すべき。